

盛岡広域振興局長告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年12月26日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
滝沢市中鶴飼69番地先から鶴飼迫15番17地先まで	新	m 33.7～19.4	m 220.0
	旧	56.1～19.4	220.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年12月26日から平成30年1月26日まで